

者の原価データの集計、適正な原価等の算出に係る作業等を行い、策定した標準的な運賃の案について、本年2月26日付けで運輸審議会への諮問を行ったところです。

同審議会における審理及び4月14日付けの同審議会からの答申(※)を踏まえ、本日、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示を行いました。

※参考：運輸審議会答申（報道発表）

https://www.mlit.go.jp/report/press/unyu00_hh_000196.html

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000213.html

(2) 自動車検査証の有効期間を延長します（対象地域の追加）～新型コロナウイルス感染症対策～

（配信日：R2.4.17）

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が全国に拡大されたことに伴い、令和2年4月7日付けの運輸支局長公示により既に対象となっている7都府県を除く40道府県（以下、「追加対象地域」という。）に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月17日から5月31日までの自動車については、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を延長します。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が追加されたことに伴い、追加対象地域においても、爆発的な感染拡大の発生を防止するため、外出による感染拡大のリスクを排除する必要があることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日付けで公示しましたのでお知らせします。

○対象車両

追加対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が満了する日が、4月17日から5月31日までのもの

（※令和2年2月28日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものを、令和2年4月30日を満了する日としたものを含む。）

○措置内容

自動車検査証の有効期間を6月1日まで延長

○継続検査の手続き

対象車両については、6月1日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが6月1日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000241.html

(3) 自動車検査証の有効期間を伸長します～新型コロナウイルス感染症対策～ (配信日：R2.4.10)

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県（以下、「対象地域」という。））に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月8日から5月31日までの自動車については、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されたことに伴い、対象地域において、爆発的な感染拡大の発生を防止するため、外出による感染拡大のリスクを排除する必要があることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日付けで公示しましたのでお知らせします。

○対象車両

対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が満了する日が、4月8日から5月31日までのもの

（※令和2年2月28日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものを、令和2年4月30日を満了する日としたものを含む。）

○措置内容

自動車検査証の有効期間を6月1日まで伸長

○継続検査の手続き

対象車両については、6月1日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが6月1日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000240.html

(4) 新型コロナウイルス感染防止に向けたバス・タクシーの車内換気について（要請）

（配信日：R2.3.6）

先般、厚生労働省のホームページにおいて、「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」が掲載され、「換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください」との要請がされたところです。

バス、タクシー事業者の皆様におかれましては、車内は閉鎖された空間で乗務員と乗客が長時間かつ近距離で接することから、感染拡大を防止するため、エアコンを用いて外気を導入することや、乗客の降車後に窓を開けて換気する等の車内換気に努めていただきますようお願いいたします。

※厚生労働省HP

「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000602323.pdf>

(5) 新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

（配信日：R2.2.21）

新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策を繰り返しお願いしているところですが、今般、複数のタクシー運転者への感染が確認されました。

バス、タクシー事業者の皆様におかれましては、次の対策を検討し速やかに措置していただくようお願いいたします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に報告していただくようお願いいたします。

1. 始業点呼時の対応

- ・運転者に疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定による体調の確認を行うこと等により、運転者の健康状態を確実に把握すること
- ・マスクの着用等の感染予防対策が取れていることを確認すること

2. 体調不良が確認された際の対応

発熱やせき等の症状がある場合には、乗務を中止させ、速やかに医療機関に受診させる等、適切な対応を取ること

(参考)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

(6) 新型コロナウイルス等の感染症対策の周知について（協力依頼）

（配信日：R2.2.7）

新型コロナウイルス等の感染症対策について、内閣総理大臣官邸HP（※）において、咳エチケット等のチラシがダウンロードできるようになっています。事業者の皆様におかれましては、当該HPより当該チラシをプリントアウト等していただき、営業所、車内、バスターミナル等への掲示・配布等により、従業員及び利用者等への周知にご協力頂けるよう、よろしくお願いいたします。

※内閣総理大臣官邸HP

「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(7) ボルトの錆や左後輪に注意！ 車輪脱落事故3年連続増加「厳しい状況」

～平成30年度大型車の車輪脱落事故発生状況について～

（配信日：R1.11.15）

対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

